

富士市医療救護所登録看護師等募集要項

富士市保健部保健医療課
平成24年 5月18日制定
平成26年10月17日改正
平成30年 4月 1日改正
令和5年 4月 1日改正

1 この要項について

南海トラフ地震などの大規模災害発生時には、多くの市民が負傷すると考えられます。このような場合、救護病院に指定されている病院を除き、一般の医療施設は原則的に診療を中止するため、市は医療救護所を開設し、負傷者の応急治療を行います。

医療救護所の医療スタッフは、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等（保健師、助産師、看護師、准看護師の資格を持つ人）で構成します。

医師、歯科医師、薬剤師の医療救護所への派遣は、医師会等の各団体に依頼しますが、看護師等につきましては、要項を定め広く募集を行います。

普段の医療施設の運営と同様に、医療救護所の運営には看護師等の力が必要不可欠となります。災害の混乱の中での活動になりますが、趣旨にご理解、ご賛同いただき、多くの皆様に応募していただきたいと考えています。

2 募集対象について

保健師、助産師、看護師または准看護師の資格を有し、市内在住または市内在勤の方を対象とします。現在、医療施設等に勤務されている方も対象です。（ただし、南海トラフ地震などの大規模災害発生時に、ご自身が勤務する医療施設等の業務を優先しなければならない方は除きます。）

3 医療救護所の運営について

- （１）医療救護所の運営は、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等、歯科衛生士の医療スタッフと市職員等で行います。
- （２）医療救護所の開設期間は、原則として24時間、概ね4日間程度を想定しています。
- （３）医療救護所の業務は、交代制で行います。

4 医療救護所における看護師等の業務の内容について

- （１）傷病者のトリアージ補助
- （２）中等傷者及び重傷者の応急処置補助
- （３）治療待機者及び既治療者の経過観察
- （４）医療救護活動の記録作成
- （５）その他、運営責任者が必要と認める事項

5 出動する医療救護所について

- （１）医療救護所の開設予定場所は別表1（16か所）のとおりです。
- （２）出動する医療救護所は、あらかじめ希望を伺い、同意をいただいた上で決定し医療救護所別に登録させていただきます。
- （３）医療救護所は被害状況や負傷者の発生状況から必要に応じて開設しますので、登録以外の医療救護所への出動が可能な場合はご協力ください。

6 医療救護所への出動までの流れについて

市内で震度6弱以上の地震が発生した場合や大規模な地震発生の可能性が高まった場合（南海トラフ地震に関する情報発表）は、ご家族の安否確認などご自身の身の回りの安全を確保して出動又は出動に備えてください。

①市内で震度6強以上の地震が発生したとき

- ・富士中、吉原二中、吉原三中、岳陽中、須津中の5か所の医療救護所を開設します。
- ・富士市職員防災情報メール及び富士市同報無線等により出動を要請します。
- ・出動要請がない場合（被害によりメール・無線が機能しない）であっても、できるだけ速やかに5か所の医療救護所に参集してください。
- ・富士中、吉原二中、吉原三中、岳陽中、須津中以外に登録されている方であっても、出動が可能な方は5か所の医療救護所の何れかに参集してください。

②市内で震度6弱の地震が発生したとき

- ・被害状況などから必要に応じて医療救護所を開設します。
- ・富士市職員防災情報メール及び富士市同報無線等により出動を要請します。
- ・出動の要請がありましたら、できるだけ速やかに登録された医療救護所に参集してください。
- ・登録された医療救護所が開設されない時、出動が可能な方は開設された医療救護所の何れかに参集してください。

7 日当、実費弁償について

- （1）日当、時間外勤務手当は、別表2のとおりです。
- （2）業務を行うにあたって、自ら賄った薬剤、治療材料、医療器具の修繕等の経費がある場合は、市から実費を支払います。
- （3）日当、実費弁償の請求は、「日当・実費弁償請求書」により行うものとします。

8 扶助金（補償金）の支給について

- （1）業務に従事しているとき（出動途中の交通事故も含みます。）、負傷したり、病気にかかったり、死亡したりした場合には、災害救助法施行令の規定に準じて、別表3の扶助金を支給します。
- （2）扶助金の支給申請は、「扶助金支給申請書」により行うものとします。

9 医療事故等の対応について

業務に従事しているとき発生した医療事故により、被救護者（患者）との間で損害賠償等の紛争が生じた場合は、災害時の緊急下において善意に基づいて行った医療行為等については、市が責任をもって処理します。

10 応募方法について

「富士市医療救護所看護師等登録票」に、所有している資格の免許証のコピーを添付して、富士市保健医療課へ提出してください。

また、医療機関等で取りまとめていただく場合は、富士市医師会に提出していただいても結構です。

11 その他

- (1) 医療救護所における業務に関連した訓練等があります。
- (2) 応募・登録後、都合により登録を取り消したい場合は、富士市保健医療課までご連絡ください。
- (3) 出勤の要請に必要なため、富士市職員防災情報メールに登録していただきます。
- (4) 「富士市医療救護所看護師等登録票」に記載された個人情報は、業務に必要な範囲で使用し、他の目的には一切使用いたしません。

別表1 医療救護所開設予定場所一覧

No.	救護所名	所在地	施設内使用箇所
1	吉原第一中学校	永田北町 7-1	中校舎棟 1 階
2	吉原第二中学校	今泉 1955	南校舎棟 1 階、北校舎棟 1 階
3	岳陽中学校	伝法 630	特別教室棟 1・2 階
4	吉原北中学校	原田 2259	北校舎棟 1 階
5	元吉原中学校	鈴川中町 28-1	重層体育館 1 階
6	須津中学校	中里 1156	重層体育館 1 階
7	富士市立高校	比奈 1654	重層体育館 1 階
8	吉原第三中学校	比奈 2126	重層体育館 1 階
9	大淵中学校	大淵 2920	重層体育館 1 階
10	富士中学校	中島 320	重層体育館 1 階
11	富士南中学校	森島 550	重層体育館 1 階
12	田子浦中学校	中丸 411	重層体育館 1 階
13	岩松中学校	松岡 2353-1	重層体育館 1 階
14	鷹岡中学校	久沢 713	重層体育館 1 階
15	富士川まちづくりセンター	岩淵 137-1	センター分館
16	松野学園	北松野 1963-6	重層体育館 1 階

別表2 日当、実費弁償

職種	日当	時間外勤務手当
保健師 助産師 看護師 准看護師	災害救助法施行細則による救助の程度等（静岡県）で定められた額	勤務 1 時間につき、当該日当の額に 7.75 分の 1 を乗じて得た額に 100 分の 125（当該勤務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は 100 分の 150）を乗じて得た額とする。

別表３ 扶助金

療養扶助 (概要)	業務に伴う負傷・疾病により、治療・療養を行った場合の療養費の補償 診察、薬剤・治療、処置・手術、入院、居宅介護、移送等の経費
休業扶助 (概要)	業務に伴う負傷・疾病により、本来業務を休業した場合の休業補償 支給基礎額(※)×本来業務ができない日数×60%
障害扶助 (概要)	業務に伴う負傷・疾病により、身体に障害をきたした場合の障害補償 障害の等級(1～14級)に応じ、支給基礎額×倍数(1,340～50倍)
遺族扶助 (概要)	業務により死亡した場合、遺族に対する補償 支給基礎額×1,000倍
葬祭扶助 (概要)	業務により死亡した場合、葬祭を行うために必要となる経費の補償 支給基礎額×60倍
打切扶助 (概要)	療養扶助が3年を経過した場合、その後の扶助を一括して支給するもの 支給基礎額×1,200倍

災害救助法施行令（昭和二十二年十月三十日政令第二百二十五号）抜粋

※支給基礎額

1 医療機関等に看護職として勤務されている方

事故が発生した日以前3箇月間に支払われた賃金の総額を、その期間の総日数で除した金額。

2 医療機関等に看護職として勤務されていない方

通常得ている収入の額を基準として市長が定める額。ただし、通常得ている収入の額が、同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額を超えるときは、この額を基準として市長が定める額。